

令和6年2月21日
経済局企業誘致・立地課

「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
施行規則の一部改正」に関する意見公募について

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正に伴い、当該条例に必要な事項を定めるため、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様からご意見いただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年2月21日（水）から令和6年2月27日（火）まで（必着）

※令和6年4月1日を施行日とする横浜市第118号議案「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例」の一部改正が令和6年2月20日に議決されたことに伴い、併せて「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則」を同日付で施行する必要があるため、御意見公募期間を短縮しています。

2 御意見提出方法

「意見投稿用紙」に記入し、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

提出メールアドレス：ke-yuchi@city.yokohama.jp

横浜市経済局企業誘致・立地課 意見公募担当 あて

(2) 郵送の場合

郵送先：〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

横浜市経済局企業誘致・立地課 意見公募担当 あて

(3) F A Xの場合

送信先 F A X 番号：045-664-4867

横浜市経済局企業誘致・立地課 意見公募担当 あて

(注) F A X送信前に企業誘致・立地課 意見公募担当へ電話連絡を行う
ものとしす。

※FAX 送信時の連絡先電話番号：045－671－2594

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市経済局企業誘致・立地課 意見公募担当 あて

電話：045－671－2594

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします

以上